

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 聖徳会

## 社会福祉法人 聖徳会 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人聖徳会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

### (理事・評議員及び監事の報酬)

- 第 3 条 理事の報酬は、各年度の総額が 60 万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した別表 1 を報酬として支給することができる。
2. 評議員の報酬は、各年度の総額が 100 万円をこえない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した別表 1 を報酬として支給することができる。
  3. 監事の報酬は、各年度の総額が 40 万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した別表 1 を報酬として支給することができる。
  4. 交通費については、別表 2 により支払う。尚、別表 2 の基準額を超える場合には、その実費とする。

### (監事監査の報酬)

- 第 4 条 監事監査の報酬は、別表 1 により支払う。
2. 交通費については、別表 2 により支払う。尚、別表 2 の基準額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情対応第三者委員の報酬)

- 第 5 条 苦情対応第三者委員の報酬は、別表 1 により支払う。
2. 交通費については、別表 2 により支払う。尚、別表 2 の基準額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員選任・解任委員の報酬)

- 第 6 条 評議員選任・解任委員の報酬は、別表 1 により支払う。
2. 交通費については、別表 2 により支払う。尚、別表 2 の基準額を超える場合には、その実費とする。

### (適用除外)

第 7 条 施設の職員及び職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第 8 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。
2. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。
3. この規程は、令和元 年 6 月 17 日より適用する。

別表 1 報酬（日額）

| 名 称           | 報 酬（※）   |
|---------------|----------|
| 理事・評議員・監事の報酬  | 10,000 円 |
| 監事監査の報酬       | 10,000 円 |
| 苦情対応第三者委員報酬等  | 10,000 円 |
| 評議員選任・解任委員の報酬 | 10,000 円 |

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表 2 交通費（日額）

| 名 称                  | 弁 償 費   |
|----------------------|---------|
| 市内 交通費               | 1,000 円 |
| 市内以外の神奈川県・東京都<br>交通費 | 2,000 円 |
| 上記以外の県 交通費           | 3,000 円 |

令和元年 5 月 29 日 作成